

第五十八号議案

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例
 第一条 江戸川区印鑑条例（昭和五十年三月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「区内」を「江戸川区内」に改める。

第三条中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第八条 第一項中「者」の下に「（以下「印鑑登録者」という。）」を加える。

第八条の二を削る。

第十条の見出し中「印鑑登録証等亡失」を「印鑑登録証亡失」に改め、同条

中「又は印鑑登録者識別カード（以下「印鑑登録証等」という。）」を削り、

「印鑑登録証等亡失届書」を「印鑑登録証亡失届書」に改める。

第十三条中「印鑑登録証等」を「印鑑登録証」に改める。

第十四条 第二号中「印鑑登録証等亡失」を「印鑑登録証亡失」に改め、同条

第三号中「区外」を「江戸川区外」に改める。

第十七条 第一項中「印鑑登録証等」を「印鑑登録証」に改め、同条第二項を

次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、江戸川区印鑑条例の一部を改正

する条例（平成二十七年 月江戸川区条例第 号）第一条の規定による改正

前の江戸川区印鑑条例第八条の二の規定により交付された印鑑登録者識別カ

ード（印鑑登録者を識別するための情報を記録した住民基本台帳カードをい

第二

う。以下同じ。）を証明書自動交付機に使用し、又は利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）若しくは印鑑登録者識別カードを多機能端末機（江戸川区の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置した住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）に使用し、暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができるものとする。

第二条 江戸川区印鑑条例の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例（平成二十七年月江戸川区条例第号）第一条の規定による改正前の江戸川区印鑑条例第八条の二の規定により交付された印鑑登録者識別カード（印鑑登録者を識別するための情報を記録した住民基本台帳カードをいう。以下同じ。）を証明書自動交付機に使用し、又は」を削り、「若しくは印鑑登録者識別カード」を「又は江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例（平成二十七年月江戸川区条例第号）第一条の規定による改正前の江戸川区印鑑条例第八条の二の規定により交付された印鑑登録者識別カード（印鑑登録者を識別するための情報を記録した

住民基本台帳カードをいう。」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中江戸川区印鑑条例第十七条第二項の改正規定 江戸川区規則で定める日

二 第二条の規定 平成二十八年四月一日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の江戸川区印鑑条例（以下「旧条例」という。）第八条の二の規定により交付されている印鑑登録者識別カードについては、旧条例第十条、第十三条及び第十七条第一項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(説明)

個人番号カードを使用して、民間事業者が設置した多機能端末機により、住民

票の写し及び印鑑登録証明書を交付するサービスを導入することに伴い、個人番号カード又は印鑑登録者を識別するための情報を記録した住民基本台帳カードを使用して、多機能端末機により印鑑登録証明書を申請する場合の手続について規定するほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。